

妹背牛町はコロナに負けない！

～新型コロナウイルス感染症対応支援～

新型コロナウイルス感染症は妹背牛町でも大きな影響を及ぼしています。町では感染症による影響が大きな方々を中心に多様な支援を行っています。誰もが経験したことのない恐怖、不安が続く中、この状況を乗り越えていくための支援事業を紹介します。

新型コロナウイルス感染症に関する最新の情報は妹背牛町のホームページでご確認できます。



商品券とマスクを全町民に配付

もせうし支えあい商品券を配付

全町民を対象に5,000円分の「もせうし支えあい商品券」を配付します。妹背牛商工会加盟店、北いぶき妹背牛支所（店頭利用のみ）給油スタンド購買施設部で利用可能です。

（商品券使用期限）
R2.7.1～R2.12.31



マスクを一人に50枚配付

外出時などにマスクの着用を定着してもらうため、全町民一人につきマスク50枚を配付いたします。

子ども用マスクも用意しています。



【対象者】

6月1日現在で妹背牛町に住民登録がある方

【配付期間】

7月1日～9月30日の平日 8時30分～17時
7月18日（土）、7月19日（日） 8時30分～17時
※期間前にお渡しすることはできません。

【配付方法】

6月30日までに各世帯主宛に「商品券交付決定通知書」と「商品券及びマスク受領書」が届きます。

届いた書類全てと印鑑を持って役場企画振興課窓口までお越しください。その場でお渡しします。

65歳以上の世帯や子育て世帯（妊婦含む）のうち希望される方には役場職員が自宅まで配達いたします。必ず電話でご予約ください。

予約受付期間 7月1日～7月22日の平日

配達期間 7月27日～7月31日の5日間

【お問い合わせ】

企画振興課企画振興グループ
TEL 0164-32-2411 内線 127

これまでにおこなわれた支援

新型コロナウイルス感染症対応マスク購入事業

新型コロナウイルスのまん延によりマスクの需要が上昇し、店頭でも品切れ状態が続くこととなりました。マスクの購入ができない方の不安をいち早く払拭するため全町民を対象に一人につき5枚マスクを送付しました。



【お問い合わせ】

健康福祉課健康グループ
TEL 0164-32-2411 内線 199

子育て・教育関係の支援など

小中学校タブレット端末整備

文部科学省が進める GIGA スクール構想※により、令和 5 年度までに小中学校の児童生徒 1 人に対してタブレット端末 1 台の整備を目指しています。

本町では今年度 40 台を整備する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の第 3 波、第 4 波による休校などがあった場合にも対応するため不足分を全て整備し、自宅での学習環境を確保します。

※ GIGA スクール構想…仕事でも家庭でも社会のあらゆる場所で ICT の活用が日常となっているなか、児童生徒向けに 1 人 1 台の端末と、高速大容量の通信ネットワークを整備する計画。



【お問い合わせ】
教育課学校教育グループ
TEL 0164-32-2525

行事の延期に関する支援

中学校修学旅行支援

妹背牛中学校 3 年生の修学旅行での研修先変更や、時期が延期したことに伴う追加費用に対して補填。



【お問い合わせ】
教育課学校教育グループ
TEL 0164-32-2525

妹背牛保育所観劇会

当初予定されていた認定こども園妹背牛保育所の観劇会が延期になったことに伴う追加費用に対して補填。



【お問い合わせ】
健康福祉課保育グループ
TEL 0164-32-2501

これまでにこなわれた支援

子育て応援臨時給付金

新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校などの長期休業により、在宅などでの育児や見守りを余儀なくされた子育て世帯への、経済的影響を緩和することを目的とした支援です。

平成 14 年 4 月 2 日以降に出生の子一人につき 3 万円を支給しました。



【お問い合わせ】
企画振興課企画振興グループ
TEL 0164-32-2411 内線 127

保育所ではこんな対策をしています

認定こども園妹背牛保育所では新型コロナウイルス感染症の感染を防ぐため、様々な対策を行っています。



タオル→ペーパータオル
毎日各自で持参してもらっていた手拭きタオルをペーパータオルに変更。



非接触式体温計
直接肌に触れずに、体温を測ることができる体温計を購入します。



空気清浄機を設置
各クラスなどにプラスマクラスター空気清浄機を設置します。

町内店舗・事業所などへの支援

小規模事業者等応援緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業継続が難しい状況となる業種も出てきています。感染拡大防止策に必要な環境整備および収束後の広告宣伝、また今後も事業を継続していくための町内事業者への支援金です。

【対象者】

以下のすべてに該当する事業者

1. 町内の小規模事業者などであること
2. 以下のいずれかに該当する事業者であること
 - (1) 間接的に休業要請や外出自粛が影響した業種（酒類納入業、タクシー業）
 - (2) 外出自粛が影響した接客を伴う業種（小売販売業、理美容院、治療院など）
 - (3) 新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金(20万円)の対象業種（飲食業、宿泊業）
3. 店舗および事務所、作業場などの感染防止対策を講じること
4. 町で実施する支援金に対するアンケート調査に協力する事業者

【支給額】

上記の対象者条件2の分類ごとに支給する

- (1) の場合は 30 万円
- (2) の場合は 20 万円
- (3) の場合は 10 万円

【申請期間】

令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日

【お問い合わせ】

企画振興課企画振興グループ
TEL 0164-32-2411 内線 127

医療機関感染防止対策支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大によりもっともウイルス感染の危険ととなり合わせて従事している医療従事者に対し、感染防止策を講じる費用としての支援金です。

【対象者】

外来患者の受診を行っている町内診療所および歯科医院（ただし、マスクなどの着用、アルコール消毒液などの設置を徹底するなど感染防止策を講じること）

【支給額】

50 万円

【申請期間】

令和 2 年 6 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日

【お問い合わせ】

企画振興課企画振興グループ
TEL 0164-32-2411 内線 127

これまでにおこなわれた支援

新型コロナウイルス感染症対策緊急支援金

密閉・密集・密接の3密を避け、不要不急の外出を控える生活が送られてきた中で、特に大きな影響を受けた業種が飲食業と宿泊業になります。現状を乗り切り、また今後も事業を継続していくための支援として1業者につき20万円を支給しました。



【お問い合わせ】

企画振興課企画振興グループ
TEL 0164-32-2411 内線 127